

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共に[ご連絡](#)ください。

[illegible]

- 上海自由貿易試験区が9月27日に正式に発
足し、行政等級はおそらく副部級となる…………… 6
- 持分収益に伴う中国での税負担に関する簡潔
な分析…………… 7

一、最新中国法令

● 关于网络查询、冻结被执行人存款的规定

- 【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释〔2013〕20号
【发布日期】2013-08-29
【实施日期】2013-09-02
【内容提要】根据该规定：
- 人民法院与金融机构已建立网络执行查控机制的，可以通过网络实施查询、冻结被执行人存款等措施。
 - 人民法院通过网络查询、冻结、续冻、解冻被执行人存款，与执行人员赴金融机构营业场所查询、冻结、续冻、解冻被执行人存款具有同等效力。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201309/t20130902_187589.htm

● 关于营业税改征增值税试点有关文化事业建设费征收管理问题的通知

- 【发布单位】财政部、国家税务总局
【发布文号】财综〔2013〕88号
【发布日期】2013-08-29
【实施日期】2013-08-01
【内容提要】根据该通知：
- 中国境外的单位或者个人在境内提供广告服务，在境内未设有经营机构的，以其代理人为文化事业建设费的扣缴义务人；在境内没有代理人的，以广告服务接受方为文化事业建设费的扣缴义务人。
 - 缴纳文化事业建设费的单位和个人，应按照提供广告服务取得的计费销售额和3%的费率计算应缴税额。
 - 提供应税服务未达到增值税起征点的个人，免征文化事业建设费。增值税小规模纳税人中月销售额不超过2万元（按季纳税6万元）的企业和非企业性单位提供的应税服务，免征文化事业建设费。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201309/t20130903_984791.html

一、最新中国法令

● 被执行人の預金に対するオンライン照合、凍結に関する規定

- 【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法釈〔2013〕20号
【発布日】2013-08-29
【実施日】2013-09-02
【概要】本規定によると、以下の通りである。
- 人民法院が金融機関とオンライン執行調査監視体制を構築済みである場合、オンラインで被执行人の預金に対する照合、凍結などの措置を講じることができる。
 - 人民法院がオンラインで行う被执行人の預金に対する照合、凍結、凍結継続、凍結解除は、執行人員が金融機関の営業場所へ赴いて行う被执行人の預金に対する照合、凍結、凍結継続、凍結解除と同等の効力を有する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201309/t20130902_187589.htm

● 營業稅から増値稅への一本化試行に伴う文化事業建設費徵收管理関連事項に関する通知

- 【発布機関】財政部、国家稅務總局
【発布番号】財綜〔2013〕88号
【発布日】2013-08-29
【実施日】2013-08-01
【概要】本通知によると、以下の通りである。
- 中国国外の事業者または個人が国内において提供する広告サービスについて、国内に營業機構を設置していない場合、その代理人が文化事業建設費の源泉徵收義務者となる。国内に代理人がない場合、広告サービスを受ける者が文化事業建設費の源泉徵收義務者となる。
 - 文化事業建設費を納付する事業者および個人は、広告サービスの提供により取得した売上高と3%の料率に基づき、納付額を計算する。
 - 課稅サービスの提供が増値稅の課稅基準に満たない個人は、文化事業建設費の徵收を免除する。増値稅小规模納稅者の中で月間売上高が2万元（四半期毎の納稅の場合は6万元）を超えない企業および非企業性組織が提供する課稅サービスについては、文化事業建設費の徵收を免除する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201309/t20130903_984791.html

● 信息化和工业化深度融合专项行动计划（2013—2018 年）

【发布单位】工业和信息化部
 【发布文号】工信部信〔2013〕317 号
 【发布日期】2013-08-23
 【内容提要】根据该计划，推动信息化和工业化深度融合，主要行动包括：

重点领域智能化水平提升行动
- 开展危险化学品危险特性公示： - 在危险化学品领域全面推行联合国《全球化学品统一分类和标签制度》（GHS），建立国家化学品危险特性基础数据库和在线报送系统，提供危险化学品危险特性数据检索服务，有效控制危险化学品健康与环境风险。 - 提高重点高危行业安全生产水平： - 围绕特种设备管理、安全隐患排查、安全事故应急管理、人员安全管理、高危工业产品运输监控和管理等关键环节，支持危险化学品、冶金等重点高危行业企业的安全生产信息化系统建设，促进生产本质安全。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n11293907/n11368223/15611783.html>

● 情報化と工業化の高度な融合に関する個別行動計画（2013—2018 年）

【発布機関】工業情報化部
 【発布番号】工信部信〔2013〕317 号
 【発布日】2013-08-23
 【概要】本計画によると、情報化と工業化の高度な融合を推進する主な行動には以下の内容が含まれる。

重点分野のインテリジェント化水準を引き上げる行動
- 危険化学品危険特性の公示を行う。 - 危険化学品分野において国連「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（GHS）の全面的な実施を推進し、国家化学品危険特性基礎データバンクとオンライン申告システムを確立して、危険化学品危険特性データ検索サービスを提供し、危険化学品の健康と環境に関するリスクを効果的に抑制する。 - 重点高危険業界の安全生産水準を引き上げる。 - 特種設備の管理、潜在的な安全上の問題の一斉検査、安全事故の応急管理、人員の安全管理、高危険工業製品の輸送モニタリングと管理などに関する重要段階において、危険化学品、冶金などの重点高危険業界企業の安全生産情報化システムの構築を支援し、生産の本質的な安全を促進する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n11293907/n11368223/15611783.html>

● 关于《中西部外资目录（2013 年修订）》海关执行中的有关问题的公告

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告 2013 年第 50 号
 【发布日期】2013-08-20
 【出台背景】经国务院批准，国家发展和改革委员会、商务部联合发布了《中西部地区外商投资优势产业目录（2013 年修订）》（以下简称“《中西部外资目录（2013 年修订）》”），规定自 2013 年 06 月 10 日起施行。海关总署为此发布该公告，就海关执行中的有关规定进行规定。

【内容提要】根据该公告：

核准时间	政策
2013 年 06 月 10 日及以后核准（以项目的核准日期为准）的属于《中西部外资目录（2013 年修订）》范围的外商投资项目（包括增资项目）	- 享受鼓励类外商投资项目进口税收优惠政策。 - 相关项目项下进口的自用设备以及按照合同随上述设备进口的技术和配套件、备件，按照《<u>国务院关于调整进口设备税收政策的通知</u>》（国发〔1997〕37 号，以下简称“《通知》”）和

● 「中西部外資目録（2013 年改正）」の税関による執行における関連事項に関する公告

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署公告 2013 年第 50 号
 【発布日】2013-08-20
 【発布背景】国务院の許可を得て、国家發展改革委員会、商務部は共同で「中西部地区外商投資優勢産業目録（2013 年改正）」（以下、「中西部外資目録（2013 年改正）」という）を發布し、2013 年 6 月 10 日から施行すると定めた。税関総署はこのため本公告を發布し、税関による執行における関連事項について規定を設けた。

【概要】本公告によると、以下の通りである。

認可時期	政策
2013 年 6 月 10 日およびそれ以降に認可された（プロジェクトの認可日に準ずる）「中西部外資目録（2013 年改正）」の範囲に該当する外商投資プロジェクト（増資プロジェクトを含む）	- 奨励類外商投資プロジェクトの輸入税収優遇政策を享受する。 - 関連プロジェクトにおいて輸入した自社用設備および契約に基づいて上記設備と共に輸入した技術と付帯部品、予備部品については、「<u>輸入設備税収政策の調整に関する国务院の通知</u>」（国発〔1997〕37

	海关总署公告 2008 年第 103 号 的有关规定，免征关税，进口环节增值税照章征收。
2013 年 06 月 09 日及以前按照《中西部地区外商投资优势产业目录（2008 年修订）》（国家发展改革委、商务部令 2008 年第 4 号）核准的外商投资项目	相关项目项下进口的自用设备以及按照合同随上述设备进口的技术和配套件、备件，可继续按照《通知》和海关总署公告 2008 年第 103 号的有关规定执行。
未列入《中西部外资目录（2008 年修订）》，但符合《中西部外资目录（2013 年修订）》规定的外商投资在建项目	- 可按有关规定向投资主管部门申请补办《国家鼓励发展的内外资项目确认书》。 - 在取得《国家鼓励发展的内外资项目确认书》之后，在建项目进口的自用设备以及按照合同随上述设备进口的技术和配套件、备件，可参照本表格第一栏享受进口税收优惠政策。但进口设备已经征税的，税款不予退还。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info444591.htm>

	号。以下、「通知」という)および 税関総署公告 2008 年第 103 号 の関連規定に基づいて、関税の徴収を免除し、輸入段階の増値税を規則に照らして徴収する。
2013 年 6 月 9 日およびそれ以前に「中西部地区外商投資優勢產業目錄（2008 年改正）」（國家發展改革委、商務部令 2008 年第 4 号）に基づいて認可された外商投資プロジェクト	関連プロジェクトにおいて輸入した自社用設備および契約に基づいて上記設備と共に輸入した技術と付帯部品、予備部品については、引き続き「通知」および税関総署公告 2008 年第 103 号の関連規定に基づいて執り行うことができる。
「中西部外資目錄（2008 年改正）」には組み入れられていないが、「中西部外資目錄（2013 年改正）」の規定に合致する設立中の外商投資プロジェクト	- 関連規定に基づき、投資主管部門へ「国が發展を奨励する内外資プロジェクト確認書」の追加申請を行うことができる。 「国が發展を奨励する内外資プロジェクト確認書」を取得した後、設立中のプロジェクトにおいて輸入した自社用設備および契約に基づいて上記設備と共に輸入した技術と付帯部品、予備部品については、本表の第一欄を参照して輸入税収優遇政策を享受することができる。ただし、輸入設備について徴税済みの場合は、税金を還付しない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info444591.htm>

● 关于广东省行政审批制度改革中涉及海关保税监管业务有关问题的公告

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告 2013 年第 51 号
 【发布日期】2013-09-02
 【内容提要】根据该公告：

加工贸易合同备案（变更）
- 广东省内经营企业向海关申请加工贸易合同备案（变更），不再提交《加工贸易业务批准证》、《联网监管企业加工贸易业务批准证》和变更证明； - 广东省内经营企业申请加工贸易合同备案，应向主管海关提交商务主管部门签发的《加

● 広東省行政審査許可制度の改革において税関保税監督管理業務にかかわる関連事項に関する公告

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署公告 2013 年第 51 号
 【発布日】2013-09-02
 【概要】本公告によると、以下の通りである。

加工貿易契約の届出(変更)
- 広東省内の経営企業が税関へ加工貿易契約の届出(変更)申請を行う際は、以後、「加工貿易業務批准証」、「ネットワーク監督管理企業加工貿易業務批准証」および変更証明の提出を必要としない。 - 広東省内の経営企業が加工貿易契約の届出申請を行う際は、別途規定がある場合を除き、

工贸易加工企业生产能力证明》，另有规定的除外。
异地加工贸易管理
- 企业开展异地加工贸易业务时，经营企业和加工企业均属于广东省内企业的，不再提交《加工贸易业务批准证》，其他事项仍按照《中华人民共和国海关关于异地加工贸易的管理办法》（海关总署令第 74 号）办理； - 经营企业或加工企业有一方不属于广东省内企业的，按照海关总署令第 74 号办理。
加工贸易内销
广东省内的经营企业申请加工贸易货物内销，不再向海关提交《加工贸易保税进口料件内销批准证》。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info444884.htm>

● 关于进一步做好小微企业金融服务工作的指导意见

【发布单位】中国银行业监督管理委员会
【发布文号】银监发〔2013〕37 号
【发布日期】2013-08-29
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docDOC_ReadView/C055A2B90F9D461980AEB9C4FE6B3CA1.html

● 关于调整上海市城镇职工社会保险缴费比例的通知（上海）

【发布单位】上海市人民政府
【发布文号】沪府发〔2013〕62 号
【发布日期】2013-08-28
【内容提要】根据该公告，自 2013 年 10 月 01 日起：

险种	缴费比例变动
城镇职工基本养老保险	由原来的 30%调整为 29%： - 单位缴费比例由原来的 22%调整为 21%； - 个人缴费比例不做调整。
城镇职工基本医疗保险	由原来的 14%调整为 13%： - 单位缴费比例由原来的 10%调整为 9%； - 单位缴纳地方附加医疗保险费的比例及个人缴费比例不作调整。

主管税関に対し商務主管部門が発行した「加工貿易加工企业生産能力証明」を提出しなければならない。
異なる地域での加工貿易管理
- 企業が異なる地域で加工貿易業務を行う際に、経営企業と加工企業のいずれかが広東省内の企業である場合、以後、「加工貿易業務批准証」の提出を必要としない。その他の事項については依然として「中華人民共和國税関の異なる地域での加工貿易に関する管理弁法（税関総署令第 74 号）に基づき執り行う。 - 経営企業または加工企業のいずれか一方が広東省内の企業でない場合、税関総署令第 74 号に基づき執り行う。
加工貿易に伴う国内販売
広東省内の経営企業が加工貿易貨物の国内販売を申請する際は、以後、税関に対し「加工貿易保税輸入部材国内販売批准証」の提出を必要としない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info444884.htm>

● 小規模零細企業向け金融サービス作業の更なる推進に関する指導意見

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会
【発布番号】銀監発〔2013〕37 号
【発 布 日】2013-08-29
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docDOC_ReadView/C055A2B90F9D461980AEB9C4FE6B3CA1.html

● 上海市城镇従業員社会保険料納付割合の調整に関する通知（上海）

【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】滬府発〔2013〕62 号
【発 布 日】2013-08-28
【概 要】本公告によると、2013 年 10 月 1 日からは以下の通りとなる。

保険種類	納付割合の変動
城镇従業員基本养老保险	これまでの 30%から 29%に調整される。 - 会社負担割合がこれまでの 22%から 21%に調整される。 - 個人負担割合については調整なし。
城镇従業員基本医疗保险	これまでの 14%から 13%に調整される。 - 会社負担割合がこれまでの 10%から 9%に調整される。 - 会社が負担する地方付加医療保険料の割合および個人負担割合については調整なし。

失业保险	由原来的 2.7%调整为 2%: ▪ 单位缴费比例由原来的 1.7%调整为 1.5%; ▪ 个人缴费由原来的 1%调整为 0.5%。
生育保险	单位缴费比例由原来的 0.8%调整为 1%。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai36879.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务, 请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址, 如果无法访问, 您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 上海自贸区 09 月 27 日正式挂牌, 行政级别或是副部级

中国(上海)自由贸易试验区(简称“上海自贸区”)将于 2013 年 09 月 27 日正式挂牌, 成立中国(上海)自由贸易试验区管理委员会, 届时可能由上海市某位副市长出任管理委员会的主任, 上海自贸区的行政级别可能是副部级。2013 年 10 月 01 日起, 上海自贸区正式启动, 进入实质运营阶段。

另据上海浦东现代物流行业协会第二届常务理事会第二次会议上披露的信息, 建设上海自贸区的主要任务和措施包括:

扩大投资领域的开放
▪ 扩大金融服务、航运服务、商贸服务、专业服务、文化服务和社会服务 6 大领域, 19 个行业的开放; ▪ 探索建立负面清单管理模式, 所有项目由审批制改为备案制; ▪ 构筑对外投资服务促进体系。
推进贸易发展方式转变
▪ 推动贸易转型升级, 发展亚太地区总部、营运中心、离岸业务、内外贸一体化发展、大宗商品、文化贸易、服务外包、融资租赁、高端维修、跨境电子商务等。
深化金融领域的开放创新
▪ 创新金融制度, 在风险可控下, 建立与自贸区相适应的外汇管理体系; ▪ 增强金融服务功能, 允许金融市场在区内建

失業保険	これまでの 2.7%から 2%に調整される。 ▪ 会社負担割合がこれまでの 1.7%から 1.5%に調整される。 ▪ 個人負担割合がこれまでの 1%から 0.5%に調整される。
生育保険	会社負担割合がこれまでの 0.8%から 1%に調整される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai36879.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- 上海自由貿易試験区が9月27日に正式に発足し、行政等級はおそらく副部級となる

中国(上海)自由貿易試験区(以下、「上海自贸区」という)は 2013 年 9 月 27 日に正式に発足し、中国(上海)自由貿易試験区管理委員会が結成される模様である。その際、上海市のいずれかの副市長が管理委員会の主任に就任すると思われ、上海自贸区の行政等級は副部級になるものと思われる。2013 年 10 月 1 日から、上海自贸区は正式に稼働し、実質的な運営段階に入る。

また、上海浦东现代物流业协会第二回常务理事会第二次会议において公表された情報によると、上海自贸区建設の主要任務と措置には以下の内容が含まれる。

投資分野の開放を拡大する
▪ 金融サービス、海運サービス、商業貿易サービス、専門サービス、文化サービスおよび社会サービスの 6 大分野、19 業界の開放へと拡大する。 ▪ ネガティブリスト管理モデルの確立を模索し、全てのプロジェクトを審査許可制から届出制へ変更する。 ▪ 対外投資サービス促進システムを構築する。
貿易発展方式の転換を推進する
▪ 貿易の構造転換・モデルチェンジを推進し、アジア太平洋地域本部、運営センター、オフショア業務、内外貿易の一体化した発展、大口商品、文化貿易、サービスアウトソーシング、ファイナンスリース、ハイエンドメンテナンス、多国間電子商取引などを発展させる。
金融分野の開放革新を促進する
▪ 金融制度を刷新し、リスクを制御できる範囲で、自贸区に相応しい外貨管理システムを構築する。 ▪ 金融サービスの機能を強化し、金融市場の区内

立面向国际的交易平台；
▪ 深化行政管理体制改革，创新政府管理方式，按照国际化、法治化的要求，积极探索与建立国际高标准投资和贸易规则体系。
加快政府职能转变
▪ 建设配套的监管和税收制度环境，允许企业凭进口舱单货物直接入区，再凭进境备案清单向主管海关办理申报手续； ▪ 探索简化进出境备案清单，简化国际中转集拼和分拨等业务的进出境手续，探索建立货物状态分类监管模式，坚决实施“二线安全高效管住”。

（里兆律师事务所 2013 年 09 月 09 日编写）

における海外向け取引プラットフォームの構築を認める。
▪ 行政管理体制の改革を促進し、政府の管理方式を刷新し、国際化、法治化の要求に基づき、国際的高水準な投資および貿易の規則システムの確立を積極的に模索する。
政府の職能転換を加速する
▪ 監督管理および税収制度の環境を同時に整え、企業が輸入積荷目録に基づいて貨物を直接区域に搬入し、更に入国届出リストに基づいて主管税関で申告手続きを行うことを認める。 ▪ 出入国届出リストの簡素化を模索し、国際積替コンテナ積入および小口配送などの業務に伴う出入国手続きを簡素化する。貨物状態の分類監督管理モデルの確立を模索し、「二線の安全高効率管理」を確実に実施する。

（里兆法律事務所が 2013 年 9 月 9 日付で作成）

● 股权收益在华税负的简要分析

股权收益通常包括：①股权转让收益，②股权分红收益。境内外的自然人、企业（本文所指“企业”是指“公司制企业”）作为在华（是指“大陆地区，不包括港澳台”）非上市企业（性质方面为“中国居民企业”）的股东所取得的股权收益的在华税负问题，律师简要分析如下。

（一） 关于股权转让收益在华税负

股权转让收益，是指股权转让人（包括自然人、企业）通过转让股权的方式所取得的净收益。即，**股权转让收益 = 股权转让价 - 股权成本价**。其中：

- （1）**股权转让价**，是指股权转让人就转让的股权所收取的包括现金、非货币资产或者权益等形式的金额（如被持股企业有未分配利润或税后提存的各项基金等，股权转让随股权一并转让该股东留存收益权的金额，不得从股权转让价中扣除）。值得注意的是，股权转让价必须公允合理，如果股权转让价明显偏低且无正当理由的，则税法明确规定了不同的核定方法；虽然如此，但是在实务中最常见的处理方式是，主管税务机关通常会要求由专业机构进行评估，并以其评估价格作为计税的基础。
- （2）**股权成本价**，是指股权转让人投资入股时向被持股企业实际交付的出资金额，或购买该项股权时向该股权的原转让人实际支付的股权转让金额。值得注意的是，股权成本价应当具备相应的证据，如之前出资的验资报告、之前购买股权的合同、审计报告等。

● 持分收益に伴う中国での税負担に関する簡潔な分析

持分收益には通常、次のものが含まれる。①持分譲渡收益、②持分配当收益。国内外の自然人、企業（本文で言うところの「企業」とは「会社制企業」を指す）が中国（「中国大陸部」を指し、「香港、マカオ、台湾」は含まない）の非上場企業（性質上、「中国居民企業」となる）の株主として取得した持分收益に伴う中国での税負担の問題について、筆者は以下の通り簡潔に分析する。

（一） 持分譲渡收益に伴う中国での税負担について

持分譲渡收益とは、持分譲渡人（自然人、企業を含む）が持分譲渡方式を通じて取得した純利益を指し、**持分譲渡收益 = 持分譲渡価格 - 持分原価**となる。その内訳は以下の通りである。

- （1）**持分譲渡価格**とは、持分譲渡人が譲渡した持分について取得した現金、非貨幣性資産または権益などを含む形式の金額を指す（被持株企業に未処分利益または税引き後に積み立てた各種基金などがある場合、持分譲渡人は持分と併せて当該株主留保利益権の金額を譲渡し、持分譲渡価格から控除してはならない）。留意すべき点として、持分譲渡価格は公正で合理的でなければならず、持分譲渡価格が明らかに低きに過ぎ且つ正当な理由もない場合、税法では異なる査定方法を明確に規定している。以上の通りとは言え、実務において最もよく見られる処理方式として、主管税務機関は通常、専門機関が評価を行い、その評価価格を税額算出の基礎とするように要求する。
- （2）**持分原価**とは、持分譲渡人が出資して持分を取得した時点で被持株企業に実際に払い込まれた出資金額、または当該持分を購入した時点で当該持分の元の譲渡人に対し実際に支払われた持分譲渡金額を指す。留意すべき点として、持分原価は相応の証拠を備えていなければならない、例えば以前に出資した際の出資

検証報告書、以前に持分を購入した際の契約書、会計監査報告書などである。

主体		税負担計算(簡潔な説明)	主要法律根拠
自然人	境内	- 个人所得税 = (股权转让收益-合理费用) × 20% - 关于上述“合理费用”，中国法律并没有明确的规定,实务中通常认为包括税费(例如,印花税)、评估费用以及必要的咨询费用(例如,律师、会计师、税务师等咨询费用。具体是否属于必要,不同的主管税务机关、甚至不同的官员,会有不同的理解和要求,建议提前确认)。	- 《个人所得税法》 - 《个人所得税法实施条例》 - 《关于股权转让所得个人所得税计税依据核定问题的公告》 - 《关于加强股权转让所得征收个人所得税管理的通知》
	境外		
企业	境内	- 企业所得税 = 股权转让收益 × 25% - 将股权转让收益纳入当期应纳税所得额(也可以依法弥补亏损等),统一计算企业所得税。	- 《企业所得税法》 - 《企业所得税法实施条例》 - 《关于贯彻落实企业所得税法若干税收问题的通知》
	境外	- 企业所得税(源泉税/预提所得税) = 股权转让收益 × 10% - 如果根据中国与相关国家、地区之间的税收协定,税率低于 10% 的,则从低适用。 - 此外,值得注意的是,境外投资方(实际控股公司)间接转让中国居民企业股权(通常是指,表面上中国居民企业的股东不发生变化,但是股东背后的股权等控制关系发生变化)时,如果被转让的境外控股公司所在国(地区)实际税负低于 12.5% 或者对其居民境外所得不征所得税的(例如 BVI 等避税地),则也很有可能被中国主管税务机关要求缴纳企业所得税(源泉税/预提所得税),	- 《关于加强非居民企业股权转让所得企业所得税管理的通知》 - 《关于印发非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办法》 - 《关于下发协定股息税率情况一览表的通知》

主体		税負担計算(簡潔な説明)	主な法律根拠
自然人	国内	- 个人所得税 = (持分譲渡收益-合理的費用) × 20% - 上記「合理的費用」に関し、中国法に明確な規定はなく、実務においては通常、税金(例えば、印紙税)、評価費用および必要なコンサルティング費用(例えば、弁護士、会計士、税理士などのコンサルティング費用であるが、必要なものに該当するかの具体的な判断については、管轄税務機関、更には担当官により見解および要求が異なるものと思われ、事前に確認することが望ましい)。	- 「个人所得税法」 - 「个人所得税法实施条例」 - 「持分譲渡所得に伴う个人所得税税额计算根拠の査定問題に関する公告」 - 「持分譲渡所得に伴う个人所得税の徴収管理の強化に関する通知」
	国外		
企業	国内	- 企業所得税 = 持分譲渡收益 × 25% - 持分譲渡收益を当期の課税所得額に計上し(法に従って欠損を補填するなどできる)、企業所得税を統一計算する。	- 「企業所得税法」 - 「企業所得税法实施条例」 - 「企業所得税法の実施徹底に伴う若干徴税問題に関する通知」
	国外	- 企業所得税(源泉税/源泉所得税) = 持分譲渡收益 × 10% - 中国と関連国、地区との間の租税協定に基づき、税率が 10% を下回る場合、低いものを適用する。 - この他、留意すべき点として、国外投資者(実際の持分支配会社)が中国居住民企業の持分を間接譲渡する(通常では、表面上は中国居住民企業の株主に変更はないが、株主の背後にある持分などの支配関係に変化が生じること指す)際、譲渡される国外持分支配会社所在国(地区)の実際の税負担が 12.5% より低い、またはその居住民の国外所得について所得税を徴収しない場合(例えば、BVI などの	- 「非居住民企業の持分譲渡所得に伴う企業所得税管理の強化に関する通知」 - 「非居住民企業の所得税源泉徴収管理暫定弁法の印刷発布について」 - 「協定配当金税率状況一覧表の公布に関する通知」

		这在“ 对沃尔玛收购好又多非居民企业所得税征税 ”一案中, 已经得到充分的体现。	
--	--	--	--

备注: 除了上述个人所得税、企业所得税外, 股权转让时, 股权转让入、受让人(无论是自然人、还是企业), 通常还应当按照股权转让价的万分之五, 缴纳印花税。

(二) 关于股权分红收益在华税负

股权分红收益, 是指股权持有人(包括自然人、企业)在股权持有期间, 依法分配获得的利润。

主体	税负计算(简要说明)	主要法律依据
自然人	境内 - 个人所得税 = 股权分红收益 × 20%	- 《个人所得税法》 - 《个人所得税法实施条例》 - 《关于个人所得税若干政策问题的通知》
	境外 - 在华取得的股权分红收益, 暂免征收个人所得税。	
企业	境内 - 应当通过审计报告等, 区分股权分红收益所属的年份, 以判定不同的纳税义务。 - 2008 年之前的股权分红收益, 投资方企业适用的所得税税率高于被投资企业适用的所得税税率的, 除法定的定期减税、免税优惠以外, 其取得的股权分红收益应当按照差额(税率差额), 依法补缴企业所得税。 - 2008 年及之后的股权分红收益, 免缴企业所得税。	- 《企业所得税法》 - 《企业所得税法实施条例》 - 《关于企业所得税若干优惠政策的通知》 - 《关于下发协定股息税率情况一览表的通知》
	境外 - 应当通过审计报告等, 区分股权分红收益所属的年份, 以判定不同	

		タックスヘブン)、中国主管税務機関から企業所得税(源泉税/源泉所得税)の納付を要求される可能性が高いと考えられる。これは「 ウォルマートのトラストマートの買収における非居民企業所得税徴収 」の案件において、十分に現れている。	通知
--	--	--	--------------------

備考: 上記の个人所得税、企业所得税以外にも、持分譲渡時に、持分譲渡人、譲受人(自然人、企業を問わず)は通常、持分譲渡価格の 0.05%に基づき、印紙税を納付しなければならない。

(二) 持分配当收益に伴う中国での税負担について

持分配当收益とは、持分の保有者(自然人、企業を含む)が持分保有期間において、法に従って配当される利益を指す。

主体	税負担計算(簡潔な説明)	主な法律根拠
自然人	国内 - 个人所得税 = 持分配当收益 × 20%	- 「个人所得税法」 - 「个人所得税法实施条例」 - 「个人所得税的若干政策問題に関する通知」
	国外 - 中国で取得した持分配当收益については、差し当たり个人所得税徴収を免除する。	
企業	国内 - 個々の納税義務を判定するため、会計監査報告書などを通じて、持分配当収益の帰属年度を区分しなければならない。 - 2008 年以前の持分配当収益について、投資者企業に適用する所得税税率が被投資企業に適用される所得税税率より高い場合、法定の期限付き減税、免税優遇を除き、その取得した持分配当収益について、差額(税率差額)に基づき、法に従って企業所得税を追納しなければならない。 - 2008 年およびそれ以降の持分配当収益については、企業所得税納付を免除する。	- 「企業所得税法」 - 「企業所得税法实施条例」 - 「企業所得税の若干優遇政策に関する通知」 - 「協定配当金税率状況一覧表の公布に関する通知」
	国外 - 個々の納税義務を判定するため、会計監査報告書などを通じて、	

		的纳税义务。 - 2008 年之前的股权分红收益,免缴企业所得税。 - <u>2008 年及之后的股权分红收益,企业所得税(源泉税/预提所得税) = 股权分红收益 × 10%</u> - 如果根据中国与相关国家、地区之间的税收协定, 税率低于 10% 的, 则从低适用。	
--	--	---	--

综上所述, 在华设立非上市企业时, 投资主体不同, 包括类型(自然人、企业)的不同, 以及投资主体所属国别、地区别(境内外主体, 以及境外不同国别、地区别)的不同, 将导致股权收益(股权转让收益、股权分红收益)在华税负存在较大的差别。这可以作为在华投资时考虑的因素之一, 并相应进行税收筹划。该项筹划具有较强的专业性(且近年中国税法的变动较多), 建议在此过程中与专业人士(律师、税务师、会计师等)保持必要的沟通。

(里兆律师事务所 2013 年 09 月 06 日编写)

		持分配当收益の帰属年度を区分しなければならない。 - 2008 年以前の持分配当収益については、企業所得税納付を免除する。 - <u>2008 年およびそれ以降の持分配当収益については、企業所得税(源泉税/源泉所得税) = 持分配当収益 × 10%</u> - 中国と関連国、地区との間の租税協定に基づき、税率が 10%を下回る場合、低いものを適用する。	
--	--	---	--

以上をまとめると、中国において非上場企業を設立する際、投資主体の違い(それには分類(自然人、企業)の違い、および投資主体の所属国別、地区別(国内外の主体、および国外の国別、地区別)の違いを含む)は、持分収益(持分譲渡収益、持分配当収益)に伴う中国での税負担に大きな差を生じさせる。これを中国で投資する際に考慮する要素の一つとして、相応にタックスプランニングを進めることが可能である。当該プランは強い専門性を有することから(また、昨今の中国税法の変動は大きい)、その過程においては専門家(弁護士、税理士、会計士など)と必要な意見交換を行うことが望ましい。

(里兆法律事務所が 2013 年 9 月 6 日付で作成)